

# 金融円滑化に向けた当金庫の取組みについて

新湊信用金庫

## 1、地域金融円滑化のための基本方針の概要

新湊信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### ①取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### ②金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 「金融円滑化管理方針」を定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、「金融円滑化対応委員会」を設置。
- (2) 「金融円滑化管理方針」に基づいて「金融円滑化管理規程」を定め、理事会や常勤理事会、金融円滑化対応委員会等の役割を明確にし、金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備のため、「金融円滑化マニュアル」を策定。
- (3) 事業資金ならびに住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談や申込み等について、全営業店に「返済相談窓口」を設置。又、年末と年度末には中小企業ならびに個人事業主の皆様の資金繰り等に関するご相談に対応するため、「休日金融相談窓口」を設置し対応。
- (4) 本部・営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援。
- (5) 顧客の事業価値を適切に見極めるためのスキル向上のため、職員に対して研修等を実施。
- (6) 貸付条件の変更等に関する苦情相談はコンプライアンス室を専用窓口として設置。
- (7) 中小企業等金融円滑化に基づく任意での開示や当局への報告態勢を整備し、適切な公表に努める。

### ③他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 2、金融円滑化措置の状況を適切に管理・把握するための体制について

当金庫では、金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、金融円滑化管理全般を統括する部門を金融円滑化対応委員会としている。尚、金融円滑化対応委員会では、次の①～④の項目についての態勢の整備・確立を実施している。

### (1) 金融円滑化対応委員会

- ①金融円滑化対応委員会は、金融円滑化に関する取決めを営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施する。
- ②金融円滑化対応委員会は、営業店等に対し金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、営業店における金融円滑化が適切に行われるよう管理する。
- ③金融円滑化対応委員会は、営業店等において適切な金融円滑化の実施を確保するため、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集・管理するとともに、その内容を分析する。
- ④金融円滑化対応委員会は、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、関係業務部門及び営業店等に対して指導・監督等を行う。

### (2) 金融円滑化管理に係る報告態勢

- ①営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化対応委員会に対して金融円滑化関連情報を報告する。
- ②金融円滑化対応委員会は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常勤理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行う。

## 3、苦情相談等を適切に行うための体制

- ・平成21年12月10日より、事業資金・住宅ローンの「返済相談窓口」を全営業店に設定し、相談に対応している。又、貸出条件変更等に関する苦情相談はコンプライアンス

ス室を専用窓口として設置。

- ・営業店での貸出の条件変更等に関する苦情相談を受けた場合は、当該苦情相談の内容を「相談・苦情処理案件報告書」に記載し、その都度コンプライアンス室に報告し、管理する体制としている。

#### 4、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

「金融円滑化マニュアル」に経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みへの対応を定めました。

- ①営業店経営支援担当者は、債務者（零細企業等）の特性や定性的情報を含む経営実態の把握を行い、本部経営支援担当者と協力して経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援を行うこととしています。
- ②経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を訪問や試算表を基に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導を行う等、経営改善に向けた働きかけを行うことをしています。

以 上





# 金融円滑化のための体制図

